



視座



東京大学 副学長／
大学院経済学研究科・
公共政策大学院 教授
運輸総合研究所 評議員

大橋 弘

OHASHI Hiroshi

経済安全保障と競争政策

経済安全保障は、多義的な概念であるが、国家安全保障戦略はこれを「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」と位置づけ、その柱として、自律性の向上、技術等に関する優位性・不

可欠性の確保を掲げる。大胆に簡略化して言えば、戦略的自立性とは、国民生活や経済活動の基盤に不可欠な基盤を特定国に過度に依存しないように強靱化することであり、戦略的不可欠性とは、国際的な産業構造のなかで、我が国の技術や製品が他国にとって代替困難な地位を占めるようにすることである。

戦略的自立性が重視される背景には、重要物資の供給途絶や輸出制限が、国内の生産・社会生活を大きく揺さぶりがねないという経験がある。自由な経済活動の下では、企業は品質や納期、価格等を総合的に考慮して、最も効率的な調達先を選択する。通常は購買先を複数確保したり、在庫を確保したりすることによって供給リスクを管理はするものの、代替供給者が少ない場合や価格差が大きい場合には、調達先が特定国に集中しやすい。そして、こうした調達先が安全保障上の懸念を伴う国に向かうと、相手国は、我が国の産業活動に不可欠な投入財を握ることにより、非対称な交渉力を獲得する。

この関係は、国内市場でいえば、市場支配力を有する事業者と取引相手との関係に近い。独占的な供給者が競争者排除や不当な取引拒絶を行えば、私的独占又は不正な取引方法として独占禁止法上問題となり得る。独禁法、広義には競争法は、市場支配力が競争過程をゆがめ、取引相手や消費者に不利益を及

ぼす場合に、その弊害を是正する制度である。競争法は海外企業にも適用可能なことは、最近の巨大IT事業者に対する競争法の適用（通称、透明化法やスマホ新法）を見れば明らかであろう。

しかしサプライチェーンの問題が、企業間ではなく、国家間において生じる場合、競争法だけで対応することに限界がある。各国の競争法に域外適用の余地があるとはいえ、他国政府による輸出規制、国家に支援された企業行動や経済的威圧に対して、国内法を実効的に及ぼすことに相当の限界がある。また、国際的に一元的な競争法秩序も確立していない。

したがって、各国は、サプライチェーンの多元化、備蓄、国内生産基盤の維持、同志国との連携といった政策手段を組み合わせることで対応をせざるを得ない。これが経済安全保障における戦略的自律性の現状である。

もっとも、経済安全保障政策は、補助金、国内回帰、調達先の選別等を通じて市場競争をゆがめる危険も伴う。そのため、経済安全保障を競争政策の対立概念としてではなく、競争政策が国境を越える市場支配力に十分対応できない場面を補完する政策として位置づけることが重要である。WTOドーハ・ラウンドで競争政策の多国間ルール化が進展しなかった現状を踏まえれば、今後は、自由で公正な競争を維持しつつ、安全保障上不可欠な供給能力を確保するという、新たなリバランスを探るべきであろう。

大橋 弘 おおはし ひろし

東京大学経済学部卒、米国ノースウェスタン大学博士号（経済学 PhD）取得。カナダ・プリティッシュ・コロンビア大学商学部助教授、東京大学公共政策大学院院長を経て、2022年より現職。交通・観光政策研究ユニット（TTPU）ユニット長。専門は産業組織論・公共政策学。国内航空のあり方に関する有識者会議委員、経済安全保障法制に関する有識者会議構成員等。宮澤健一記念賞（公正取引協会）、円城寺次郎記念賞／日経・図書文化賞（日本経済研究センター）、石川賞（日本経済学会）等受賞。